



愛媛県報

発 行 愛 媛 県

印 刷 岡田印刷株式会社

平成15年 3月28日金曜日 第1443号外 1

◇ 目 次 ◇

監 査 公 表

食肉衛生検査センター、健康増進センター、農業試験場、病害虫防除所、消防学校、花き総合指導センター、伊予三島看護専門学校、繊維産業試験場、今治高等技術専門学校、養鶏試験場、新居浜高等技術専門学校、東予児童相談所、えひめ学園、製紙試験場、東京事務所、工業技術センター、建設研究所…………… 1

図書館、博物館、歴史民俗資料館、北条高等学校、松山東高等学校、松山西高等学校、松山南高等学校、松山北高等学校、松山中央高等学校、東温高等学校、長浜高等学校、八幡浜高等学校、八幡浜工業高等学校、三崎高等学校、三瓶高等学校、松山盲学校、宇和養護学校、松山商業高等学校、松山工業高等学校、美術館、宇和養護学校、宇和高等学校、歴史文化博物館、川之石高等学校、八幡浜教育事務所、大洲高等学校、大洲農業高等学校、松山養護学校、第二養護学校、第三養護学校、第一養護学校、川之江高等学校、新居浜南高等学校、新居浜工業高等学校、西条農業高等学校、今治東高等学校、今治工業高等学校、今治養護学校、総合科学博物館、新居浜東高等学校、新居浜商業高等学校、新居浜西高等学校、今治西高等学校、今治北高等学校、今治教育事務所、今治南高等学校、小松高等学校、東予高等学校、丹原高等学校、土居高等学校、三島高等学校、西条教育事務所、西条高等学校、総合教育センター、生涯学習センター…………… 1

松山南警察署、内子警察署、八幡浜警察署、宇和警察署、野村警察署、三島警察署、新居浜警察署、今治警察署、西条警察署、東予警察署、…………… 2

監査結果に基づく措置の公表（2件）…………… 2

監 査 公 表

○公表第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

平成15年 3月28日

愛媛県監査委員 小 川 一 雄
 同 横 田 弘 之
 同 井 上 和 久
 同 吉 久 宏

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
食 肉 衛 生 検 査 セ ン タ ー	平成15年 1月14日
健 康 増 進 セ ン タ ー	平成15年 1月15日
農 業 試 験 場	平成15年 1月21日
病 害 虫 防 除 所	"
消 防 学 校	"
花 き 総 合 指 導 セ ン タ ー	平成15年 1月22日
伊 予 三 島 看 護 専 門 学 校	平成15年 2月 4日
繊 維 産 業 試 験 場	平成15年 2月 6日

今 治 高 等 技 術 専 門 校	"
養 鶏 試 験 場	"
新 居 浜 高 等 技 術 専 門 校	平成15年 2月 7日
東 予 児 童 相 談 所	"
え ひ め 学 園	"
製 紙 試 験 場	平成15年 2月19日
東 京 事 務 所	平成15年 2月21日
工 業 技 術 セ ン タ ー	平成15年 3月13日
建 設 研 究 所	"

（監査の結果）

平成14年度における予算の執行その他について、それぞれ監査を実施したところ、おおむね良好であったが、一部の機関において次の事項が認められた。

児童福祉施設入所措置費負担金については、適期収入に留意するとともに滞納繰越分の整理についてもなお一層の努力が望まれる。

（東予児童相談所）

○公表第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

平成15年 3月28日

愛媛県監査委員 小 川 一 雄
 同 横 田 弘 之
 同 井 上 和 久
 同 吉 久 宏

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
図 書 館	平成15年 1月14日
博 物 館	"
歴 史 民 俗 資 料 館	"
北 条 高 等 学 校	"
松 山 東 高 等 学 校	"
松 山 西 高 等 学 校	"
松 山 南 高 等 学 校	"
松 山 北 高 等 学 校	"
松 山 中 央 高 等 学 校	"
東 温 高 等 学 校	"
長 浜 高 等 学 校	"
八 幡 浜 高 等 学 校	"
八 幡 浜 工 業 高 等 学 校	"
三 崎 高 等 学 校	"
三 瓶 高 等 学 校	"
松 山 盲 学 校	"

宇和養護学校	〃
松山商業高等学校	平成15年1月15日
松山工業高等学校	〃
美術館	〃
宇和聾学校	平成15年1月16日
宇和高等学校	〃
歴史文化博物館	〃
川の石高等学校	平成15年1月17日
八幡浜教育事務所	〃
大洲高等学校	〃
大洲農業高等学校	〃
松山聾学校	平成15年1月21日
第二養護学校	平成15年1月22日
第三養護学校	〃
第一養護学校	〃
川の江高等学校	平成15年2月4日
新居浜南高等学校	〃
新居浜工業高等学校	〃
西条農業高等学校	〃
今治東高等学校	〃
今治工業高等学校	〃
今治養護学校	〃
総合科学博物館	平成15年2月7日
新居浜東高等学校	平成15年2月10日
新居浜商業高等学校	〃
新居浜西高等学校	〃
今治西高等学校	平成15年2月17日
今治北高等学校	〃
今治教育事務所	〃
今治南高等学校	〃
小松高等学校	平成15年2月18日
東予高等学校	〃
丹原高等学校	〃
土居高等学校	平成15年2月19日
三島高等学校	〃
西条教育事務所	平成15年2月24日
西条高等学校	〃
総合教育センター	平成15年3月13日
生涯学習センター	〃

(監査の結果)

平成14年度における予算の執行その他について、それぞれ監査を実施したところ、おおむね良好と認められた。

○公表第7号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

平成15年3月28日

愛媛県監査委員 小川 一 雄
同 横田 弘 之
同 井上 和 久
同 吉久 宏

監査対象機関	監査年月日
松山南警察署	平成15年1月14日
内子警察署	〃
八幡浜警察署	〃
宇和警察署	〃
野村警察署	〃
三島警察署	平成15年2月4日
新居浜警察署	〃
今治警察署	〃
西条警察署	平成15年2月10日
東予警察署	平成15年2月18日

(監査の結果)

平成14年度における予算の執行その他について、それぞれ監査を実施したところ、おおむね良好と認められた。

○公表第8号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成15年3月28日

愛媛県監査委員 小川 一 雄
同 横田 弘 之
同 井上 和 久
同 吉久 宏

監査対象機関	監査年月日
南予児童相談所	平成14年5月16日

(監査の結果)

児童福祉施設入所措置費負担金については、適期収入に留意するとともに滞納繰越分の整理についてもなお一層の努力が望まれる。

(措置の内容)

児童福祉施設入所措置費負担金については、保護者等に対して、措置の際に負担金の制度を十分説明するなどして適期収入に努めました。

また、滞納となったものについては、督促状、催告書の送付、電話や担当者の家庭訪問等による納入指導に努めました。

その結果、平成15年1月31日現在における平成14年度調定額38,477,490円のうち27,553,290円が納入されました。

今後とも、負担金の適期収入に留意するとともに、滞納繰越分については、保護者との連絡を密にするなど収入の確保に一層努めます。

○公表第9号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定

により、措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成15年3月28日

愛媛県監査委員 小川 一雄
 同 横田 弘之
 同 井上 和久
 同 吉久 宏

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
北 宇 和 病 院	平成14年5月27日
南 宇 和 病 院	平成14年5月28日
伊 予 三 島 病 院	平成14年6月3日
新 居 浜 病 院	"
今 治 病 院	平成14年6月7日
中 央 病 院	平成14年6月12日
公 営 企 業 管 理 局	
総 務 課	平成14年6月13日
発 電 工 水 課	"
県 立 病 院 課	"

(監査の結果)

1 工業用水道事業

おおむね安定した経営がなされているが、一部給水を行っている西条地区工業用水道事業については、平成13年度末の給水量が計画給水量の19.3パーセントにとどまっており、また、将来建設が完了した時点において、建設仮勘定を本勘定に振り替えることにより、費用が大幅に増加し、収支のバランスに不均衡が生じ、厳しい経営状況となることも予測される。

このため、総合的な水資源の活用など将来の展望を踏まえ、工業用水需要の拡大になお一層の努力が望まれる。

2 土地造成事業

前年度から中小企業向けに分譲団地を整備し、割賦支払による分譲を行うなど立地企業の便宜を図った結果、残地の一部が売却されているが、今後も引き続き、残地について適切な措置が望まれる。

3 病院事業

(1) 個人医業未収金(納期到来分)については、早期回収に一層の努力が望まれる。

(2) 経営成績については、前年度に比べて、外来収益は減少しているが、在院日数の短縮や高額な手術の件数の増加等に伴い収益は増加している。一方、医療機器の更新等に伴い経費、減価償却費等の費用も増加しているが、単年度収支では、2億4千万円余の純利益が生じ、累積欠損金は218億円余となっている。

経営の改善については、前年度に引き続き、「愛媛県立病院財政健全化計画」に基づき、財政健全化に向けた努力がなされているところであるが、多額の累積欠損金を抱え、また、平成14年4月1日の診療報酬改定に伴い収益への影響も懸念されることから、依然として厳しい経営状況にある。

今後も引き続いて、「単年度収支の均衡」の維持はもとより、「累積欠損金の削減」に向けて全職員が一丸となって取り組むとともに、公共性を確保しつつ経済性を発揮した運営の実現に向けて、各病院が自主性、主体性を持って取り組むことを強く望むものである。

(措置の内容)

1 工業用水道事業

西条地区工業用水道事業については、近年の需要動向によると全量売水の見通しが立ち難いため、他地域、他用途への転用も経営の健全化という視点からは有効と考えられるが、水利権等さまざまな問題があり、これらの条件が整わなければ困難である。

このため、現下においては、「西条地区工業用水売水促進班」の活動を通じ、工業用水としての需要の拡大に努めているところである。

2 土地造成事業

現在も引き続き経済労働部とも協力・連携し、企業誘致に努めているところである。

今後は、残地への新規立地が早期に実現できるよう、経済労働部とも協議のうえ適切かつ効果的な措置を講じて参りたい。

3 病院事業

(1) 個人医業未収金については、発生を極力防止するとともに、発生した場合は、速やかな回収に努めている。平成14年度は「愛媛県病院事業未収金取扱要領」を策定し、未収金発生時の早期督促の強化や診療費等預り金の制度化、債権管理方法の統一化などを行い、未収金の発生防止に努めるとともに、病院事務局職員全員を現金取扱員として任命し、本局と病院事務局職員による合同臨戸訪問を実施するなど、回収強化を図ったところであり、今後とも未収金の発生防止と早期の回収に一層努力して参りたい。

(2) 経営については、平成11年度に策定した「愛媛県立病院財政健全化計画」に基づき、「県民医療の確保」及び「経営の合理化・効率化」を基本として、診療体制の再編、コ・メディカル部門の業務体制の見直し、職員の資質向上等の改善を着実に実施することにより、健全化に向け自助努力を行っているところである。

今後とも、県立病院を取り巻く環境は、国の医療費抑制等のもと、厳しいものと想定されることから、各病院の実態や医療ニーズを踏まえ、「計画」を機動的かつ柔軟に見直すことなどにより、より一層の収益の増加、経費の節減等に努め、単年度収支の均衡を維持するとともに、累積欠損金の縮減に向け、本局・病院が一体となって努力して参りたい。

